

商業統計調査について

1 調査の目的、経緯

商業統計調査は、我が国の商業活動の実態を明らかにすることを目的として、商業（卸売業、小売業）を営むすべての事業所を対象に調査を実施している。

昭和27年に調査を開始し、現在では5年ごとに調査（本調査の2年後に簡易調査）を実施している。調査結果は、以下のように利用されている。

- ①国や地方公共団体が、中小商業施策を中心とする流通関連施策の立案、実施のための基礎資料
 - ・大規模小売店舗立地法、小売商業調整特別措置法、中小小売商業振興法の運用
 - ・都市計画、市街地再開発計画、都市の特性分析
- ②国や地方公共団体による所得推計、構造分析等の基礎資料
 - ・産業連関表及び地域産業連関表の作成
 - ・国民経済計算、県民経済計算の推計
 - ・各種白書（経済白書、中小企業白書、厚生労働白書など）、その他県勢要覧等の作成
- ③国や地方公共団体による各種調査の標本設計への母集団の提供
- ④民間、学術研究団体における研究、市場予測、需要予測等

2 調査の根拠

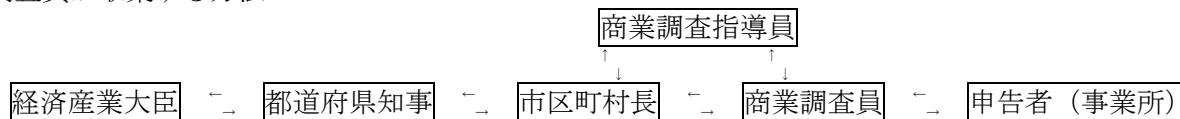
商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）により、指定統計第23号として実施している。

商業統計調査は、「商業の国勢調査」とも呼ばれ、人口・家族構成などを調査する国勢調査、我が国製造業の実態を明らかにするため、全国の製造事業所を調査する工業統計調査（「製造業の国勢調査」と呼ばれている。）とならぶ基本的な統計調査である。

3 調査の方法（調査経路）

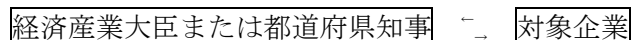
a) 調査員調査

調査員が調査対象事業所ごとに調査票を配布し、事業主又は事業主に代わる者に記入を依頼し、調査員が収集する方法



b) 本社等一括調査

あらかじめ指定した一部企業の事業所について、経済産業省又は都道府県が事業所の本社・本店等（企業）に、支店・営業所等事業所ごとの調査票の記入を依頼し、収集する方法



4 調査の期日

平成16年6月1日現在で、平成16年商業統計調査（第23回調査）を実施した。今回は第2回目の簡易調査であり、総務省所管の「平成16年事業所・企業統計調査」及び「平成16年サービス業基本調査」と同時調査により実施した。

なお、年次別調査期日は下記のとおりである。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和27年調査	9月1日	卸売・小売業、飲食店	昭和54年調査	6月1日	卸売・小売業、飲食店
〃 29 〃	9月1日	〃	〃 57 〃	6月1日	〃
〃 31 〃	7月1日	〃	〃 60 〃	5月1日	卸売・小売業
〃 33 〃	7月1日	〃	〃 61 〃	10月1日	一般飲食店
〃 35 〃	6月1日	〃	〃 63 〃	6月1日	卸売・小売業
〃 37 〃	7月1日	〃	平成元年調査	10月1日	一般飲食店
〃 39 〃	7月1日	〃	〃 3 〃	7月1日	卸売・小売業
〃 41 〃	7月1日	〃	〃 4 〃	10月1日	一般飲食店
〃 43 〃	7月1日	〃	〃 6 〃	7月1日	卸売・小売業
〃 45 〃	6月1日	〃	〃 9 〃	6月1日	〃
〃 47 〃	5月1日	〃	〃 11 〃 *	7月1日	〃 (簡易調査)
〃 49 〃	5月1日	〃	〃 14 〃	6月1日	卸売・小売業
〃 51 〃	5月1日	〃	〃 16 〃 **	6月1日	〃 (簡易調査)

*平成11年調査は総務庁事業所・企業統計調査と同時実施の簡易調査（第一回）

**平成16年調査は総務省の事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査と同時実施の簡易調査（第二回）

5 調査項目

平成16年調査（簡易調査）

- ① 事業所の名称及び電話番号
- ② 事業所の所在地
- ③ 経営組織
- ④ 本所・支所の別
- ⑤ 事業所の開設時期
- ⑥ 事業所の従業者数等
- ⑦ 会社について（資本金額又は出資金額）
- ⑧ 年間商品販売額等
- ⑨ 売場面積 等

6 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類」一卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

簡易調査は、民営（国、地方公共団体以外）の事業所を対象としている。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。しかし、民営の事業所であっても、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としない。

ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とする。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とする。